

厚生科学審議会感染症分科会運営細則

厚生科学審議会運営規程（平成13年1月13日厚生科学審議会決定）第10条の規定に基づき、この細則を制定する。

（部会の設置）

第1条 厚生科学審議会感染症分科会（以下「分科会」という。）に、次の表の名称の項に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の所掌事務の項に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
感染症部会	<ul style="list-style-type: none"> 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。 二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
結核部会	<ul style="list-style-type: none"> 一 結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項（結核に係る事項に限る。）を処理すること。
予防接種部会	<p>予防接種に関する重要事項を調査審議すること。</p>

（雑則）

第2条 この細則に定めるもののほか、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ分科会長又は部会長が定める。